栃木市業務委託契約書

１　委託業務の名称　　本庁舎宿直・警備等業務委託

２　業　務　場　所　　栃木市万町地内

３　履　行　期　間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

なお、契約日から令和９年３月３１日までの期間は、受注者の責任と費用において、当該期間の受注者からの業務引き継ぎ期間とし、委託業務に従事する従業員の研修等を完了させる業務開始準備期間とする。

４　業 務 委 託 料

金　　円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円）

令 和 ９ 年 度　　円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円）

令和１０年度　　円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円）

令和１１年度　　円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円）

５　契 約 保 証 金

上記の業務委託について発注者及び受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発注者　　栃木県栃木市万町９番２５号

栃木市

市　長　　琴　寄　昌　男

受注者

（総則）

第１条　発注者及び受注者は、この契約書に基づき、別冊仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　受注者は、頭書の業務（以下「業務」という。）を頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。

（指示等及び協議の書面主義）

第２条　この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。

３　発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（契約の保証）

第３条　受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第５号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1)　契約保証金の納付

(2)　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3)　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4)　この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5)　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結（定額てん補特約を付したものに限る。）

２　前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第４項において「保証の額」という。）は、業務委託料の１０分の１以上としなければならない。

３　第１項の規定により、受注者が同項第２号又は第３号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第４号又は第５号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

４　業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の１０分の１に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求す

ることができる。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第４条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときはこの限りでない。

（再委託等の禁止）

第５条　受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときはこの限りでない。

（業務の調査等）

第６条　発注者は、必要と認めるときは、受注者に対し、業務の処理についての調査、報告及び資料の提出を求め、また必要な措置をとるべきことを請求することができる。

（一般的損害）

第７条　業務の実施に伴い生じた損害については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰する場合はこの限りでない。

（第三者に及ぼした損害）

第８条　業務の実施に伴い第三者に損害を与えたときは、受注者は発注者に速やかに報告するものとし、発注者の責めに帰する場合を除き、受注者が当該損害を賠償しなければならない。

２　前項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（検査及び引渡し）

第９条　受注者は、業務を完了したときは、発注者に対し遅滞なく業務の成果に関する報告書（以下「業務完了報告書」という。）を提出しなければならない。

２　発注者は、前項の業務完了報告書の提出を受けたときは、提出を受けた日から１０日以内に受注者立会いの上、業務の完了を確認するための検査を行うものとする。ただし受注者が立会わないときは、受注者の立合いを得ずにこれを行うことができる。

３　受注者は、前項の検査に合格しなかったときは、発注者の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。

４　前項の補正に要する費用は、すべて受注者の負担とする。

（業務委託料の支払い）

第１０条　受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対し業務委託料の支払いを請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から起算して３０日以内に業務委託料を支払わなければならない。

（履行期間の延長）

第１１条　受注者は、災害その他の受注者の責めに帰することができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に対し履行期間の延長変更を請求することができる。

２　発注者は、受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、受注者に対し、履行遅延の理由、履行可能な期限その他必要な事項を明示した書面の提出を求めることができる。

３　前２項に規定する場合において、発注者は、その事実を審査し、やむを得ないと認めるときは、発注者及び受注者が協議の上、履行期間を延長するものとする。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第１２条　前条の規定により履行期間の延長を認めた場合で、受注者の責めに帰すべき事由により著しく履行期間を延長することとなるときは、契約代金から出来高部分の対価を控除した残額について、履行期限の翌日から起算して遅延する日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定により、財務大臣が決定する率を乗じて得た額を遅延損害金として受注者から徴収するものとする。

２　受注者が、前項の遅延損害金を指定期日までに納付しない場合において、契約保証金又は未払いの対価があるときは、これを遅延損害金に充当し、その結果、剰余が生じたときはこれを還付する。

（契約の変更）

第１３条　発注者は、必要と認めるときは、仕様書等の変更の内容を受注者に通知して、仕様書等の内容を変更し、又は契約の履行を中止させることができる。

２　前項の規定により、契約金額、その他の契約内容を変更するときは、発注者及び受注者が協議の上、定めるものとする。

（発注者の解除権）

第１４条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することがで

きる。

(1)　契約の締結又は履行について不正があったとき

(2)　受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。

(3)　正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(4)　受注者が故意又は重大な過失により、発注者に損害を与えたとき。

(5)　受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（受注者が法人である場合にはその役員又はその支店等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(6)　前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2　前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、業務委託料の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3　前項の場合において、第３条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

4　受注者は、第１項の規定による契約解除により生じた損害について、発注者に対しその損失補償を求めることができない。

（談合その他不正行為による解除）

第１５条　発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。また発注者は、受注者が発注者を当事者とする他の契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときも、この契約を解除することができるものとする。

(1)　公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第４９条の規定により、排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき（同法第７７条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。

(2)　公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第６２条第１項の規定により、課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（同法第７７条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。

(3)　受注者が、独占禁止法第７７条に規定する抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(4)　受注者（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。

２　前条第２項から第４項までの規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

（受注者の解除権）

第１６条　受注者は、発注者の責めに帰すべき事由又は災害その他のやむを得ない事由により契約を履行することができなくなったときは、発注者に対し書面により、当該契約の変更若しくは解除又は当該契約の履行中止を申し出ることができるものとする。

２　発注者は、前項の規定による申し出があったときは、当該契約の変更若しくは解除又は当該契約の履行を中止することができるものとする。

３　受注者は、発注者の責めに帰すべき事由による契約解除によって損害が生じたときは、発注者に損害賠償を請求することができるものとする。

（秘密の厳守）

第１７条　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（個人情報の保護）

第１８条　受注者は、この契約による業務を履行するための個人情報（個人に関する情報であって

、特定の個人が識別され又は識別され得るものをいう。）がある場合は、その保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することがないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（消費税等）

第１９条　この契約締結後、消費税法等の改正等により消費税等額に変更が生じた場合は、発注者は、適用される税率に従い、契約金額に相当額を加減して支払うものとする。

（契約の費用）

第２０条　この契約の締結に要する一切の費用は、受注者の負担とする。

（合意管轄裁判所）

第２１条　この契約に係る訴訟については、発注者の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（疑義等の決定）

第２２条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。